

月報私学

5
2009
VOL.137

日本私立学校振興・共済事業団広報



初夏の東京農業大学オホーツクキャンパス
写真提供：学校法人東京農業大学

CONTENTS

- リレー連載 寄付金戦略を考える 第3回 慶應義塾創立150年記念事業における募金戦略… 2
- 事業団融資のご利用について…………… 4
- 平成21年度 学校法人等基礎調査／私学サーバファームの利用時間が延長されました
／私学経営情報センターで提供しているサービスについて…………… 6
- 平成21年度 私立大学等経常費補助金事務担当者研修会 …… 7
- 平成21年度 第1回私学共済事務担当者研修会 …… 8
- 平成21年度 生涯生活設計セミナーの開催／「限度額適用認定証」の交付申請 …… 9
- 資格関係の報告内容の訂正／平成21年度の年金額 …… 10
- 積立共済年金・共済定期保険 平成21年度前期募集 …… 11
- みんなのしがきょうさい 私学共済制度の基礎知識③…………… 12
- INFORMATION…………… 14
- 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内…………… 16

寄付金戦略を考える

第三回 慶應義塾創立百五十年記念事業における募金戦略

慶應義塾創立百五十年記念事業室課長 伊達 幸輝

リレー連載

■慶應義塾創立百五十年記念募金の概要
慶應義塾は平成二十年に創立百五十年を迎えた。

創立百五十年記念事業は、十七年十月から、事業プログラムの策定を五年間、並行して十年間にわたる事業プログラムに着手し、「独立」と「協生」の力をもって「未来への先導」に挑戦するものである。これからの時代に独立して生きる力と協力して生きる力が肝要であることは、義塾が十四年七月に示した「総合改革プラン二〇〇二〜二〇〇六」の内容に結びついており、記念事業は、このプランの実績を踏まえてスタートした。さらにこのプランは、義塾が十三年九月に示した基本方針「慶應義塾二十一世紀グラントデザイン」を実現するための具体的方策であった。記念事業プログラムの策定の根拠となる理念については早期から示されていたといえよう。

記念事業に要する資金調達のための募金は事業と同時に開始し、終了は事業プログラムの策定期間と同じく二十二年九月までとした。つまり記念事業募金は事業プログラムのすべてが示される以前から開始された。記念事業プログラムの

策定、実施の進捗に応じ、その情報を開示しつつ同時に募金活動を展開したのである。記念事業の規模は十年間で九〇〇億円強、募金目標額は二五〇億円とした。

そして募金開始から約三年間、創立百五十年記念式典（二十年十一月八日）の開催前に、寄付申し込み金額は募金目標に到達した。この成果は、義塾の記念事業の理念と、実施された、あるいはまだ策定段階にある事業プログラムに対する、寄付者すなわち個人、法人、団体の皆様からの評価、賛同の賜物であると深く感謝する次第である。さらに今後は、目標額に達した寄付金の各記念事業への配分をすべて明らかにし、目標額を越えた寄付の使途を提案しつつ、当初設定した募金期間の終了まで活動を継続することを、義塾として意思決定させていただいた。

■恒常的募金への取り組み

さて本稿の趣旨は「寄付金戦略を考える」とのことである。中途段階にある義塾の記念事業募金だが、以下に私見を述べてみたい。

筆者は今回の募金の成果を支えた最大の要因は、義塾の長年の募金に対する取

り組みの結果だと感じている。義塾では恒常的な募金について制度が確立している。卒業生にお願いしている「維持会」、大学、高等学校以下の一貫教育校の在学生の保証人、保護者にお願いしている「教育振興資金」と「慶應義塾債（卒業までの期間義塾に資金を融通していただき、その運用果実が義塾の収入となる）」、同窓会をはじめ広く団体、個人、法人から使途指定のうえ頂戴している「特別寄付」である。それぞれの募金をお願いするにあたっては、当然義塾の展開する事業と募金の使途について説明責任が要求される。義塾は自らの事業について経常的に説明責任を果たしつつ、恒常的な募金活動を行っている。この取り組みは、常日頃から義塾への寄付意識の醸成を促していると考えられないか。つまり周年事業募金では特別な戦略も大切ではあるが、恒常的募金を通じての義塾への信頼と実績の積み重ねが、募金の対象者からあらためて評価されたのではないだろうか。

では、周年事業募金の基盤となる恒常的募金を支える義塾の戦略とは何であろうか。義塾の場合には戦略という言葉で表現に出すには、若干違和感もあるが、たとえば義塾では「社中の協力」というキーワードが思い浮かぶ。社中つまり、塾生、卒業生、教職員に塾生の保証人、保護者を加えた、広く義塾を構成する者による、義塾の経営維持への協力である。単に卒業生というだけで母校への募金をお願いはできない。母校への帰属意識、



母校の一員としての一体感、醸成が寄付意識の醸成の前提となろう。母校への帰属意識は在学中に醸成され卒業後に実感されるものである。まず当然すぎるが教育内容の充実。学生時代を省みて、良い内容、環境の教育を卒業後に実感、母校を評価してもらえれば、母校の将来への期待を引き出せる可能性は高くなる。次に、正課外の活動による「感動教育」の充実。たとえば体育会の卒業生は、その最たる体感者ではあるまいか。あるいは一貫教育のシステム。学部や大学院だけの在学より小、中、高等学校からの在学期間のポリウムが母校への帰属意識を高めていく。単に付属学校の量的拡大だけではなく、それこそ戦略を要する。しかし、課外を含めた教育の充実や戦略的な一貫教育構築、それら自体について論ずることはこの稿の目的ではない。

そして学生、生徒、児童には在学中から卒業生の寄付による支援を実感していただきたい。例をあげれば同窓会の募金による奨学金。単に支給するだけでなく、同窓会と奨学生の交流の機会を設けるなどの仕組みをとおして、在学生に卒業生

からの支援を身近に感じてほしいものである。また義塾も今回の記念事業募金で採用したが、募金を原資とした施設、設備で、在学生の目に触れやすい場所に寄付者の芳名を顕彰する。欧米の大学では標準的なことらしい。繰り返しになるが、在学中の母校への帰属意識の萌芽が、卒業後は母校への支援意識、寄付意識に育つことを期待したい。一朝一夕での実現は困難だが、意識の育成にさらなる努力をしたいものである。

■卒業生の帰属意識と寄付意識

さて卒業後の帰属意識の醸成について、義塾は同窓会組織と連携しつつ取り組んできた。代表的なものは卒業年の同窓会。その年の卒業生全員が同期卒業の同窓会を自主的に結成する。毎年秋に行われる同窓会主催の大会は、その年の卒業後十年、二十年、三十年、四十年と四世代の同期が実行委員をつとめる。義塾は卒業後二十五年に卒業式に同期を招待する行事を主催している。そして卒業後五十年を迎えると、春は義塾から入学式に招待され、秋は同窓会主催の大会に招待される。さらに卒業後五十一年以降は毎年義塾が招待会を主催する。つまり卒業後、定期的に同期が集まり、母校を回想し、母校の動向に注目する仕組みが義塾と同窓会の双方により整備されている。学校側からすると普段にも増して、これらの年代にあたる卒業生には学校の近況を知らせる機会をいただけるのである。

る。卒業年の同窓会を全同窓会の「縦糸」にたとえると「横糸」の同窓会は多岐にわたる。地域の同窓会、勤務先・職域の同窓会、学部・研究科・一貫教育校の同窓会、ゼミナール、体育会を含む学生時代の所属団体の同窓会。いずれも義塾にとってかけがえのない大切な同窓会である。ここで筆者が個人的に注目していることは、すべての同窓会が義塾から独立した自主運営の団体なことである。学校が干渉して同窓会を盛り上げる、という図式ではない。あくまで同窓会は卒業生主体の組織なのである。もし学校への募金という目に見える形で支援に消極的な卒業生が同窓会の会員に存在しても、筆者はそれを容認するものである。なぜなら学校への寄付ではなく、同窓会の運営資金となる会費を支出しているであろうし、同窓会の行事（義塾では前述した秋の同窓会大会の運営など）に労力、時間、物品等を提供している卒業生もあろう。卒業生が同窓会の活動を支援することとは、それ自体が広い意味で学校への支援といえる。学校は同窓会に対して常に感謝の気持ちを忘れず、かつ学校と同窓会はともに学校の将来について語り合えるパートナーでありたいものである。同窓会からの寄付はこうした関係の構築、維持の成果ではないだろうか。

また、学校は同窓会に対してだけでなく卒業生個人の動向にも目を向けたい。義塾では新聞記事から卒業生の企業における昇進、叙勲などの情報を入手しお祝

いをしている。可能ならばもっと幅広い卒業生の動向について情報収集をすべきだろう。募金に関しては、同窓会を経由せずに寄付をされる卒業生、あるいは卒業生ではない篤志家の寄付者もあり、これらの方々に対しても、対応は十分にされるべきである。

■将来の募金活動への提案

今後は義塾においても卒業生連携部署、募金担当部署の業務は量、質ともに充実されなければならない。さらには法人への対応も将来の課題である。わが国において学校からの法人への募金活動は、その法人からは人材供給源としての学校という立場でみられがちのようである。理念としては学校が展開する教育、研究を広い意味での社会貢献として法人から冷静に評価していただき、その結果、募金という形で支援をお願いしたのである。そのため日本私立学校振興・共済事業団による受配者指定寄付金の制度も大幅な規制緩和が行われた。ところが学校は法人に対して、卒業生や同窓会とは違い、普段から十分に説明責任を果たしているとはいえない。学校が恒常的に自

らの教育、研究への取り組みを法人に伝える仕組みをつくり出すべきである。募金に限らない他の方法による支援や連携につながる可能性もあろう。もっとも、このような業務に対応する部署は義塾にもまだ厳密には存在しない。そうした募金活動の基盤の整備と合わせて募金戦略

上、募金の成果として何を実現するのか、大学がどのように変わっていくのか、義塾の場合には「グローバルでオープンな学塾」実現を唱えているが、魅力あるプランを示すことは不可欠なことであろう。学校として、募金を収入の柱のひとつと位置づけるのであれば、また募金の対象、広く学校への支援者と目される個人、団体、法人を学校の無形の資産と位置づけるのであれば、対象者の情報収集、そのデータベース化と管理、渉外活動、付随する事務的な作業、それらが必要に応じた集約する担当部署の創設あるいは充実、専門的なスタッフの育成を目指すべきである。また募金の有効な使途や支出について財務経理部門との連携も必要である。

個人の所得税、住民税、相続税に優遇措置があり、かつ法人の損金算入限度枠が優遇される認定NPOの存在も定着しつつあり、わが国の寄付文化は転換期にあるといえよう。学校法人が、認定NPO等の後塵を拝することなく、その教育、研究事業を個人、団体、法人から寄付先として評価されることを信じつつ、この稿を閉じたい。

今月の鍵（編集部より）

「母校への帰属意識の醸成」

在学中の様々な形でポリウムある教育が、母校への帰属意識を高め、それが卒業後の母校への支援意識や寄付意識の醸成につながるようです。

事業団融資の「利用について」

私学事業団では、私立学校の施設整備等に要する資金について、長期（返済期間最大二十年）・固定金利（契約時の金利で完済まで固定）の融資を行っています。

融資の対象となる事業、融資金利等は次頁の一覧表をご覧ください。

今月号では、融資相談から融資実行までの事務の流れと手続きについてご案内します。

I 融資事務の流れ

融資のご相談からご契約・資金の振り込みまで、次の四つのステップを踏むこととなります。

① 新規融資のご案内と相談

例年、二月から三月にかけて、次年度の事業団資金の借入希望について照会します。資金の借り入れを希望する旨回答いただいた法人には、事業の概要、資金計画等を記入する「融資相談票」をお送りしています。その後、六月上旬頃から「融資相談会」を実施します。

この相談会は個別相談の形をとり、学校法人から「融資相談票」の記載内容についてお聞きし、あわせて本事業団から

融資の要件等を説明する場として設けるものです。事業内容等が融資要件に適合場合は、借り入れに必要な書類をお渡しし、今後の手続きについてご案内します。

この流れは年度当初から融資を希望された場合のものです。融資にかかる相談は年度内随時承っています。

本事業団では、融資を申し込まれる前には、時期にかかわらず、相談の機会を設け、事業の内容と資金計画、返済計画などをお聞きしています。

② 融資申込書類の提出

融資の申し込みが決まりましたら、関係手続きを行います。

事業団所定の「資金借入申込書」に、資金計画（資金繰り表）、返済計画、担保物件、保証人等に関する書類を添付して、本事業団に提出します（東京都以外の道府県の高等学校・中等教育学校・中学校・小学校・幼稚園・専修学校等については、道府県の主管課が提出先となります）。

建築請負契約書、土地売買契約書等の事業内容を確認するために必要な書類は、同時又は整い次第、本事業団へ直接提出することになります。

③ 融資審査と融資決定

本事業団が融資申込書類を受理しましたら、各法人が資金必要とする時期に応じて、融資審査を行うこととなります。

（融資申込書類の内容について、融資課担当係から質問・照会があります）

④ 契約と資金の振り込み

融資が決定しましたら、「貸付金決定通知書」を交付します。その後、金銭消費貸借契約と抵当権設定契約の締結となります。

契約締結後、各法人において管轄法務局へ抵当権設定登記申請をしていただきます。資金の振り込みは、原則としてこの登記手続きが完了した後となります。

II 融資審査の視点

融資審査の視点は、次のとおりです。この点については、融資相談のときにもお聞きします。

① 事業の適切性

- ・事業の目的・内容が適正であること
- ・運転資金、市中金融機関又は本事業団からの借入金への借り換えでないこと

② 資金計画の妥当性

- ・原則として対象事業費の二〇パーセント以上が自己資金であること
- ・借入金の償還金に支障がない資金繰りであること

③ 償還の確実性

- ・帰属収入から消費支出を差し引いた額（基本組み入れ前の差額）が確実に見込まれること

④ 担保物件・連帯保証人の妥当性

- ・原則として土地・建物であること
- ・学校法人理事長は資産の有無にかかわらず、連帯保証人であること

その他、融資事業の詳細について、お気軽にお問い合わせください。

* * *

築三十年以上の老朽校舎等又は危険建物と認定された旧耐震基準（昭和五十六年以前の建物）の校舎等の建替事業に本事業団の融資を利用されると、本事業団への初回の利払いから十年間にわたり文部科学省から利子助成（私立学校施設高度化推進事業補助金）が受けられ、法人の金利負担が軽減されます。

対象となる学校は、大学・短期大学・高等専門学校・高等学校・中等教育学校・中学校・特別支援学校です。

二十一年度及び二十二年度の新規融資について、利子助成制度が拡充されます。次頁の案内をご参照ください。

問い合わせ先（私学振興事業本部）

融資部 融資課

☎〇三（三三三〇）七八六二～七八六七

Eメール yushi@shigaku.go.jp

表 平成21年度融資事業計画

融資費目	事業内容	21年度 計画額	融資金利（参考）※	
			20年以内 （うち据置2年）	10年以内 （据置年数2年 以内含む）
一般施設費	①校（園）舎、体育館、講堂等の建築事業	53,700	%	1.4
	②校地等買収、造成事業		2.0	
	③私立大学戦略的研究基盤形成支援事業に選定された事業に係る施設の整備事業		1.7	
	④次世代型学校施設の整備事業		1.8	
	⑤温暖化対策のための整備事業 【新規】		1.7	
	⑥防災（耐震）機能強化の改修事業		1.7	
特別施設費	①寄宿舎、国際交流会館、附属病院等の建築、用地買収事業	4,000	2.1	1.5
	②障害者の利便をはかるために校舎等を改修する事業		1.7	
災害復旧費	風水害、地震等による災害復旧事業	100	1.3	—
公害対策費	騒音、アスベスト等の公害防止対策のための施設整備事業	100	1.7	—
教育環境 整備費	①机、椅子、図書等の校教具の購入 ※対象学校は幼稚園、特別支援学校、専修学校	2,100	5年6か月以内 （うち据置6か月） 1.0	
	②実験・実習用機器、通園バス等1個又は1組の価格が500万円以上の機器備品・ 装置、車両等の購入		10年以内 （うち据置2年） 1.4	
	③「私立大学研究設備整備費等補助金」等の補助対象設備・備品		10年以内 （うち据置2年） 1.1	
	④過疎地の高等学校の経営に必要な資金		5年6か月以内 （うち据置6か月） 1.1	
	⑤経営困難校を支援する法人が一時的に要する資金			

- ※1. 融資金利は平成21年5月1日現在のものです。毎月見直しており、融資実行の際は契約時の金利を適用します。
- ※2. 一般施設費のうち、6年金利は1.3%です。
- ※3. 一般施設費のうち、沖縄県に所在する学校（専修・各種学校を除く）の施設整備事業の融資金利は1.7%（返済年限22年以内）です。

◎ 利子助成制度拡充のご案内

対 象

◎築30年以上の校舎等

◎危険建物と認定された旧耐震基準の校舎等

取壊し・建替え

事業団の融資

国が利子助成（10年間）

利子支払分が戻ります

※利子助成を受けるには文部科学省への申請が必要になります。

実質金利 0.5%（大学等）・1.0%（高校等）

（10年間）

21、22年度限定

にてご利用いただけます！！

※ ただし事業団の融資金利が2.6%を超える場合は、国の利子助成の上限は2.1%（大学等）、1.6%（高校等）です。

●10億円の融資の場合（大学等）

20年償還（据置2年 金利2.0%で試算）

※償還期間は契約時に選択できます

利子支払総額 約2億2000万円

国からの利子助成額 約1億2300万円

学校法人の実負担額 約9700万円

平成二十一年度

学校法人等基礎調査

ホームページの調査様式を

活用ください

学校法人等基礎調査は、私学事業団の総合的な私学データベース構想の一環として、特別支援学校・幼稚園・専修学校又は各種学校を設置している学校法人、学校法人以外の法人及び個人を対象に、都道府県のご協力を得て実施しています。なお、大学・短期大学・高等専門学校・高等学校・中等教育学校・中学校・小学校を設置している学校法人は、別途に調査を実施していますので、本調査の対象にはなりません。

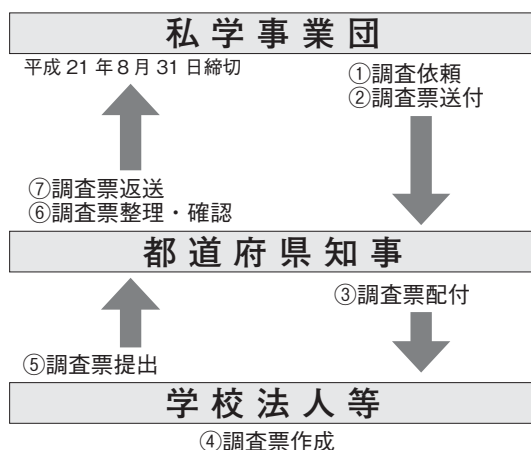
この調査は、私立学校の基本的かつ総合的なものであり、文部科学省の実施していた「私立学校の財務状況調査」を平成十一年度から本事業団で引き継いだものです。二十年度には、九〇%以上の学校法人等から回答をいただいています。二十一年度調査につきましても例年どおりのご協力をお願いします。

ご協力いただいた学校法人等の皆様には、集計（大学・短期大学・高等専門学校・高等学校・中等教育学校・中学校・小学校法人の設置する幼稚園、専修学校、各種学校を含む）結果として『今日の私学財政』（冊子）を刊行し、活用いただいているところです。

1 調査の目的

私立学校の収入及び支出の実態並びに学校法人等の資産等の状況を明らかにすることにより、本事業団業務の基礎・参考資料及び私学関係予算要求等の資料とし、あわせて学校法人等の運営の参考に供することを目的としています。なお、この情報は、前述の目的以外には使用いたしません。

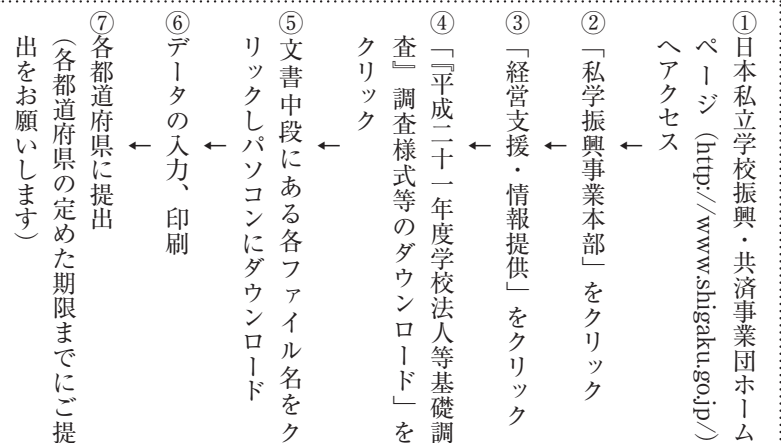
2 調査票の配付・提出の手順



3 調査票のダウンロードについて

「学校法人等基礎調査」の様式、記入例、説明書を、本事業団のホームページからパソコンにダウンロードできます。

調査票のダウンロードから提出までの流れ



提出される調査票は、当該様式を利用してパソコンで入力・印刷したもので、従前の方法（都道府県から送付された調査票への手書き）によるものでもどちらでもかまいません。いずれの場合でも、都道府県への提出は紙媒体でお願いいたします。

私学サーバファームの利用時間が

延長されました

学校法人の皆様にご利用いただいております基礎調査票eマネージャ、私学データ作成システム、電子窓口などの私学サーバファームの利用可能時間が延長されます。従来は月曜日から金曜日の夕方まででしたが、二十一年度より土曜日の正午までご利用いただけるようになりました。ぜひご利用ください。

私学経営情報センターで

提供しているサービスについて

私学経営情報センターでは学校法人が行う経営改善の取り組みへの支援及び情報の収集・提供業務を行っており、様々なサービスの提供を行っています。

同センターで提供している主なサービス内容は次のとおりです。なお、二十一年度より一部の連絡先が変わりましたのでご注意ください。各サービスの詳しい内容及び連絡先については本事業団ホームページ（http://www.shigaku.go.jp/s_home.htm）をご覧ください。

- 基礎調査票eマネージャ、会計処理等の質問への回答
- 規程集等の閲覧（私学情報資料室の利用）
- 私学データ作成システムによる財務分析
- 依頼に基づく資料提供
- 講師派遣
- 簡易相談（原則資料提供のみ）
- 経営相談

平成二十一年度 私立大学等経常費補助金事務担当者研修会

助成部補助金課では、すでに電子窓口にてご案内しましたとおり「平成二十一年度私立大学等経常費補助金事務担当者研修会」（以下「研修会」といいます）を開催します。今回は、六月九日の東京会場を皮切りに、二日間の研修を全国六会場で予定しています。

一日目は、二十一年度の一般補助・特別補助の変更点及び配分方法、会計検査院の実地検査の状況等を中心とした説明を、また文部科学省私学助成課から高等教育の施策等の説明を予定しています。

二日目は、一般補助・特別補助における申請上の留意点等を中心に説明する予定です。

なお、研修会当日、冊子または紙での資料配付はいたしませんので、参加される方は、お手数ですが電子窓口にて資料を事前に出力のうえ、ご持参くださいますようお願いいたします。資料の掲載日は、別途ご案内いたします。

研修会の主なプログラム

◆一日目◆

1. 一般補助

平成二十一年度以降の変更点及び配分方法

- ① 定員割れ学部等への減額措置
- ② 未完成及び学生募集を停止している学部等の取り扱い
- ③ 入学定員超過率に伴う不交付措置の救済
- ④ 定員割れ学部等の不交付措置の救済 他

2. 特別補助

平成二十一年度以降の変更点及び配分方法

- ① 申請ゾーンの取り扱い
- ② 新規項目について
 - ・ 大学教育の質向上への一体的な取組支援
 - ・ 地域社会のニーズに応える人材養成支援
- ③ 内容変更について
 - ・ 総合的な地域活性化事業支援
 - ・ 世界を舞台に活躍する人材養成支援
 - ・ ICT活用教育研究支援
 - ・ 授業料減免事業等学生支援経費
 - ・ 未来経営戦略推進経費 他

3. 会計検査院の実地検査

- ① 平成二十一年度の検査状況
- ② 過去の不当事項事例

◆二日目◆

1. 一般補助

申請上の留意点について等

2. 特別補助

申請上の留意点について等

※研修会当日は、会場内に「相談コーナー」を設けますので、お気軽にお立ち寄りください。

問い合わせ先（私学振興事業本部）

助成部 補助金課

☎ 〇三（三三三三〇）七三〇〇～七三一一

Eメール hojokin@shigaku.go.jp

研修会開催日程等

大阪会場
6月23日（火）
6月24日（水）
近畿大学
（大阪府東大阪市）
※昨年と会場が異なります

福岡会場
6月18日（木）
6月19日（金）
福岡大学
（福岡市城南区）

名古屋会場
6月30日（火）
7月1日（水）
愛知大学
（名古屋市東区）

札幌会場
7月2日（木）
7月3日（金）
北海学園大学
（札幌市豊平区）

仙台会場
6月16日（火）
6月17日（水）
東北学院大学
（仙台市青葉区）

東京会場
A班 6月9日（火）
6月10日（水）
B班 6月11日（木）
6月12日（金）
文京学院大学
（東京都文京区）

平成二十一年度 第二回

私学共済事務担当者研修会

七月十四日(火) ～ 八月二十六日(水)

私学共済制度の業務内容や業務手続

きなどを習得していただくため、今年度も初任者を対象に基礎的事項を中心とした事務担当者研修会を各ガーデンパレスで開催します(会場・日程等は下表参照)。詳しくは、四月分掛金納付通知書(五月中旬送付)に同封する「開催案内」をご覧ください。

▼参加対象者等

- ・学校法人等の共済事務担当者
- ・各学校から二名まで
- ・申し込みは一人一コースのみ

▼研修内容

①二日コース

私学共済の共済業務全般について、テキスト及び「事務の手引」を基に基礎的な業務内容の研修を行います。

②一日コース

私学共済制度の業務内容の中で、研修希望の多い資格・短期及び長期をテーマとし、テキスト及び「事務の手引」を基に基礎的な研修を行います。

▼申し込み方法等

①申込期限

開催案内の「平成二十一年度

第一回 私学共済事務担当者研修会参加申込書」により、五月二十九日(金)【必着】までに共済事業本部あて郵送によりお申し込みください。

②参加通知

申込者数が各コースの定員を超えた場合は抽選により参加者を決定します。なお、参加の可否は六月中旬までに学校法人等あてにお知らせします。

平成二十一年度 第二回

私学共済事務担当者連絡会

六月二日(火) から六月二十五日(木)にかけて平成二十一年度第一回私学共済事務担当者連絡会を開催します。会場・日程等につきましては、「開催案内」(四月分掛金納付通知書に同封)、本誌六月号及び私学共済事業ホームページでご連絡します。

研修会会場・日程等一覧

会 場	コース	実 施 日	定 員	研修内容
札幌ガーデンパレス	2日	8月 5日 (水) ～ 8月 6日 (木)	40名	共済業務全般
仙台ガーデンパレス	2日	8月19日 (水) ～ 8月20日 (木)	40名	共済業務全般
東京ガーデンパレス	1日	7月14日 (火)	40名	資格・短期
	1日	7月15日 (水)	40名	長期
	1日	7月22日 (水)	40名	資格・短期
	2日	7月23日 (木) ～ 7月24日 (金)	40名	共済業務全般
	1日	7月28日 (火)	40名	資格・短期
	2日	7月29日 (水) ～ 7月30日 (木)	40名	共済業務全般
	1日	8月17日 (月)	40名	資格・短期
	1日	8月18日 (火)	40名	長期
	1日	8月19日 (水)	40名	資格・短期
	1日	8月20日 (木)	40名	長期
名古屋ガーデンパレス	1日	7月14日 (火)	45名	資格・短期
	2日	7月15日 (水) ～ 7月16日 (木)	45名	共済業務全般
京都ガーデンパレス	2日	7月29日 (水) ～ 7月30日 (木)	40名	共済業務全般
大阪ガーデンパレス	1日	7月28日 (火)	40名	資格・短期
	2日	7月29日 (水) ～ 7月30日 (木)	40名	共済業務全般
	1日	8月25日 (火)	40名	資格・短期
	1日	8月26日 (水)	40名	長期
広島ガーデンパレス	2日	7月29日 (水) ～ 7月30日 (木)	45名	共済業務全般
福岡ガーデンパレス	1日	7月14日 (火)	45名	資格・短期
	2日	7月15日 (水) ～ 7月16日 (木)	45名	共済業務全般

平成二十一年度 生涯生活設計セミナーの開催

私学事業団では、加入者の皆様の退職後のセカンドライフ設計の一助となるよう、財団法人 教職員生涯福祉財団との共催により「生涯生活設計セミナー」を開催します。皆様のご参加をお待ちしております。

開催日・会場	定員
七月三十日（木） 東京ガーデンパレス	各五十名
七月三十一日（金） 東京ガーデンパレス	
八月 四日（火） 大阪ガーデンパレス	
八月 七日（金） 名古屋ガーデンパレス	

1 内容

- ・ 共済年金の概要
- ・ 退職後の医療保険
- ・ 生きがい、健康、経済生活のプラン

2 対象者

加入者とその配偶者

3 時間

午前九時二十分～午後五時

4 参加費

- ・ 一人参加 三、〇〇〇円
- ・ 夫婦参加 六、〇〇〇円

*参加費には、テキスト代昼食代を含みます。

5 宿泊の手配・費用

各自で手配・負担をお願いします。

6 申込締め切り日

平成二十一年六月二十五日（木）必着
※申込者数が多数の場合は、抽選により参加者を決定します。

7 申し込み方法

次の内容を明記のうえ、ハガキ、封書又はEメールで申し込んでください（FAX不可）。

- ①参加者氏名・年齢
- ②加入者番号
- ③参加者の住所
- ④自宅の電話番号
- ⑤メールアドレス
- ⑥所属学校名
- ⑦学校の電話番号・内線番号
- ⑧希望日（第一希望、第二希望）

8 申し込み・問い合わせ先

〒一六〇〇〇〇一〇二二

東京都新宿区南元町二三

公立共済四谷ビル三階

財団法人 教職員生涯福祉財団

事業部「セミナー担当」

☎ 〇三（五三六八）一八八二

Eメール 011@kyosyokuinzaidan.com

■主催 日本私立学校振興・共済事業団

財団法人 教職員生涯福祉財団

「限度額適用認定証」の交付申請

七十歳未満の人が入院したときに窓口負担を軽減することができます

通常、医療機関の窓口で支払った自己負担が高額になった場合、「高額療養費」「一部負担金払戻金」又は「家族療養費付加金」が後日学校法人等を経由して現金で支給されます。

しかし、一時的でも窓口で高額な支払いをすることは大きな負担となります。このため、七十歳未満の人が「加入者証」とともに「限度額適用認定証」を窓口へ提示すると、「高額療養費」に相当する部分を私学事業団が医療機関に支払う制度があります。

これによって、受診者は「高額療養費算定基準額」（自己負担限度額）までを窓口で支払えばよいことになり、窓口負担が軽減されます。

●「限度額適用認定証」の交付申請手続き
「限度額適用認定申請書」に所定の事項を記入のうえ、学校法人等を経由して申請してください。申請用紙は、私学共済事業ホームページからもダウンロードできます。

なお、入院期間が短期間等のため「限度額適用認定証」の申請をしなかった場合、窓口の自己負担は三割（又は二割）となりますが、「高額療養費」等は学校法人等を経由して、自動払いで

支給されますので手続きは必要ありません。

●七十歳以上の人が入院したとき

七十歳以上の人が入院したときは「高齢受給者証」で自己負担限度額が確認できるため「限度額適用認定証」は必要ありません。

高額療養費算定基準額（自己負担限度額）	
上位所得者 (標準給与の月額が 53万円以上)	150,000円 + (総医療費 - 500,000円) × 1%
一般	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%
低所得者 (加入者本人が 市区町村民税非課税者)	35,400円

【一般の事例】

総医療費300,000円のとときの自己負担限度額

80,100円 + (300,000円 - 267,000円) × 1% = 80,430円

*「限度額適用認定証」を提示しなかったときの窓口自己負担は90,000円(3割)となります。

*「一部負担金払戻金」等は後日現金で支給されます。

加入者証などの内容を確認しましたか？

資格関係の報告内容の訂正

加入者証や確認通知書などの記載内容を確認しましたか。「資格取得報告書」や「被扶養者認定申請書」等に報告誤りがあると、誤った加入者証が交付されたり誤った記録が管理されることになり、掛金額や給付の支給額等に影響がでてしまいます。

報告内容を訂正するときや報告の手続きそのものを取り消すときは、下表を参照のうえ、必ず訂正の手続きをしてください。

表 訂正や取り消しに使用する報告書

記入方法などについては、平成18年度改訂版「様式用紙等の記入例集」をご覧ください。

報告書名	訂正等の内容	記入例集
資格取得報告等の取下げ申出書 ※所属学校変更の取り消しは、後任校から提出してください。	資格取得報告や所属学校等変更報告を取り消すとき	32頁
資格喪失報告の取下げ申出書	資格喪失報告を取り消すとき	33頁
加入者資格取得日・喪失日等訂正申出書	資格取得、資格喪失年月日又は喪失事由を訂正するとき	30頁
加入者異動報告書	加入者の生年月日・性別・氏名・住所を変更・訂正するとき	19頁
被扶養者異動報告書	被扶養者の生年月日・性別・氏名・続柄を変更・訂正するとき	20頁
被扶養者認定日・取消日等訂正申出書	被扶養者の認定年月日や取消年月日、取消事由を訂正するとき	31頁
被扶養者認定・取消申請の取下げ申出書	被扶養者の認定や被扶養者の取り消しを取り下げるとき	34頁
給与訂正申出書	資格取得時の給与、定時決定（標準給与基礎届書）、標準給与改定届書の給与額を訂正するとき	37頁
賞与等訂正申出書	加入者の賞与等支給報告の誤りを訂正するとき	36頁
基礎年金番号の報告の訂正（任意の用紙） ※加入者番号、氏名、生年月日、正しい基礎年金番号を記入し、基礎年金番号通知書等基礎年金番号が分かるものの写しを添付して提出してください。	基礎年金番号の報告を訂正するとき	—

平成二十一年度の年金額
～年金額は昨年度と同額です～

▼平成二十一年度の年金額は据え置きとなりました。

総務省発表の「全国消費者物価指数」の対前年比変動率は、プラス一・四％となりましたが、なお特例水準の年金額が本来水準の年金額を上回っている（※）ため、二十一年度の年金額は据え置かれることとなりました。

※ 現在の年金額は、平成二十二年から十四年度までの物価下落による減額改定を行わなかったことにより、平成十六年の法律改正による年金額の水準（本来水準）よりも最大一・七％かさ上げされています（これを「特例水準」といいます）。

この特例水準の年金額は、かさ上げ分の解消のため、物価指数が上昇しても据え置かれることとなっています。

なお、本来水準の年金額は、原則実質賃金や物価指数の変動率などによって改定されます。

▼改定通知書の送付は省略させていただきます。

年金額が昨年度と同額になったことから、二十一年度の改定通知書の送付を省略させていただきます。

積立共済年金・共済定期保険 平成21年度 前期募集 (平成21年10月1日加入)

募集期間6月1日(月)～6月30日(火)私学事業団必着

■積立共済年金

加入者が在職中に掛金を積み立て、その積立金と配当金を原資として、退職(脱退)後に年金などを受け取ることができる公的年金の補完的な制度です。

この制度には次の2コースがあります。

税制適格コース (個人年金保険料控除の対象)	自由選択コース (一般生命保険料控除の対象)
満65歳までに10年以上掛金を積み立て → 退職(脱退)後、年金及び一時金を選択	満65歳までに2年以上掛金を積み立て → 退職(脱退)後、年金・医療保険・終身保険及び一時金を選択

※満55歳未満で退職(脱退)した場合は一時金のみになります。

■共済定期保険

加入者の多様な保障ニーズに応じて、遺族年金や短期給付などの公的保障制度を補完する制度です。

コースの体系は次のとおりです

前期募集では「家族年金コース」・「医療保障コース」及び「学校加入コース」の申し込みとなります。

家族年金コース 加入者が死亡又は高度障害になった場合、一時金又は年金を給付します。
(主契約です) 独身の方もご加入いただけます(配当金を還元)。

医療保障コース 病気やケガで5日以上入院したときの保障(配当金を還元)

医療費支援コース 日帰りからの入院も保障 その他手術、女性疾病にも対応

3大疾病保障コース がん・急性心筋梗塞・脳卒中になったときの保障

長期休業補償コース 病気やケガで長期の休職となったときの保障

学校加入コース 学校法人等が保険料を負担し、加入者への弔慰金等を支給するなど福利厚生制度を充実させることを目的としています(配当金を還元)。

「配当金」：年度毎に収支計算し、剰余金が生じた場合は配当金を還元します。

(平成19年度配当率「家族年金コース」・「学校加入コース」44.63%、「医療保障コース」45.85%)

■申し込み方法

積立共済年金は「新規加入」と「コース加入・口数変更(増口・減口)」の申し込みを受け付けます。

共済定期保険については「新規加入」の申し込みのみ受け付けます。

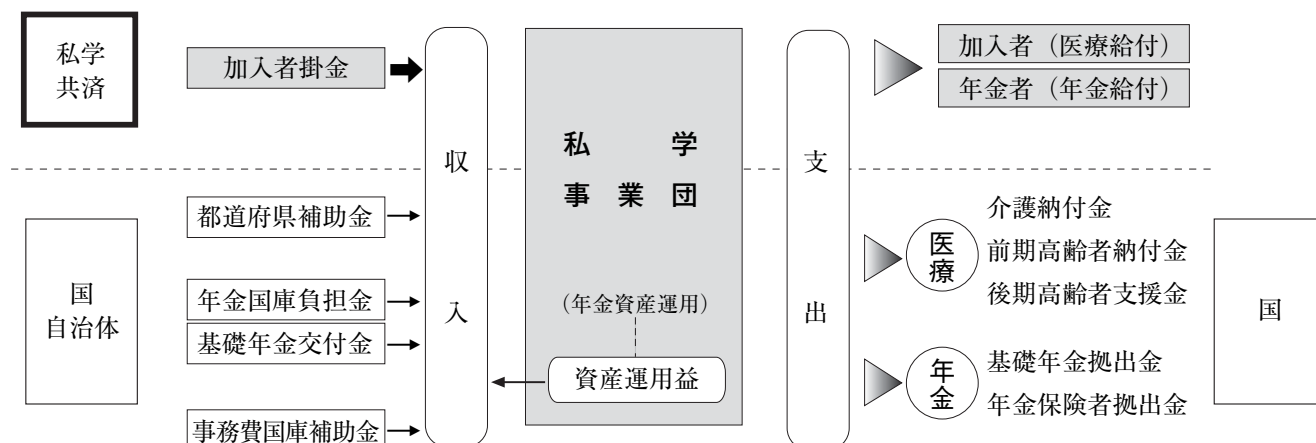
申し込みにあたっては、パンフレット及び共済事務担当者保管の「共済定期保険事業関係約款」に記載されている加入者資格(告知内容)、支給条件等を確認のうえ、お手続きください。

送付先 〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5 私学事業団 福祉部保健課貯金係

※すでに加入されている人の内容変更等の申し出については、積立共済年金は前期(6月)及び後期(11月)申込期間内、共済定期保険は後期(11月)申込期間内のみとなっています。

※学校に訪問して、積立共済年金・共済定期保険についてより詳しくお知らせになりたい教職員を対象とした説明会を開催しています。ご希望の学校法人等は、福祉部保健課貯金係までお申し出ください。

掛金や拠出金等の概略図



支出面

支出の主なもの



加入者・年金者給付等 3,583

- ・短期（医療）給付金 1,057
- ・長期（年金）給付金 2,447
- ・保健事業費 79

拠出金等

(平成19年度 単位:億円)

- ・介護納付金 148
- ・新高齢者医療制度等拠出金等*
 - 前期高齢者納付金 *208
 - 後期高齢者支援金 *314
- ・基礎年金拠出金 1,592
- ・年金保険者拠出金 74

*新高齢者医療制度は平成20年度からの実施のため支出額は20年度の額を計上しています

支出面で知っておきたいこと（給付費・介護費・拠出金等）

●給付のこと 短期給付と長期給付に大別されます。

- ・短期給付は、民間の健康保険にあたるもので、そのうち医療給付では加入者や家族の外来、入院、薬剤の費用を給付しています。休業給付は、出産や病気で学校を休み給与が減額されたときの給付です。このほか罹災に伴う災害給付があります。

短期給付のうち、医療給付の支出が大部分を占めていますので、インフルエンザの大流行などによって医療費が大幅に増えますと短期給付財政に影響が生じます。

- ・長期給付は、民間の厚生年金にあたるもので給付の事由に応じて、退職給付（退職共済年金）、障害給付（障害共済年金）、遺族給付（遺族共済年金）があります。年金受給者の82%は退職給付を受給しています。

年金受給者は、毎年増えていますので、年金財源の確保と管理、運用はますます重要となります。

●拠出金（支援金・納付金）のこと

- ・介護納付金 介護保険は40歳以上65歳未満の全員を被保険者とする制度ですから、掛金（保

険料）も40歳以上65歳未満の方が負担します。介護掛金率は、厚生労働省から示される係数等に基づき年度ごとに計算することになっており、加入されている医療保険制度によって異なります。

- ・前期高齢者納付金 65歳になると74歳まで前期高齢者となり、現に加入している医療保険（私学教職員は私学共済制度）は変わりませんが、この方々の医療費の負担に関し、医療保険者間での均衡を図る必要から費用負担調整分を納付金として支出しています。
- ・後期高齢者支援金 75歳以上の方を対象とする後期高齢者（長寿）医療制度の運営が円滑に行われるよう各医療保険制度が支援することとなっています。加入者に支援の内容を知っていただくため、21年度から短期掛金のうち支援分に相当する掛金率を内訳として表示しています（本誌4月号参照）。
- ・年金関係 基礎年金拠出金は昭和61年に基礎年金制度が導入されたことから、基礎年金に要する費用を各年金制度が拠出することとされています。年金保険者拠出金はJRなど旧共済組合等への支援金です。

mini memo ①

私学共済制度ではこの間支出が収入を下回っており、短期・長期給付とも健全財政となっています。今後も加入者や学校の理解を得て、掛金など収入の確保に努めます。

mini memo ②

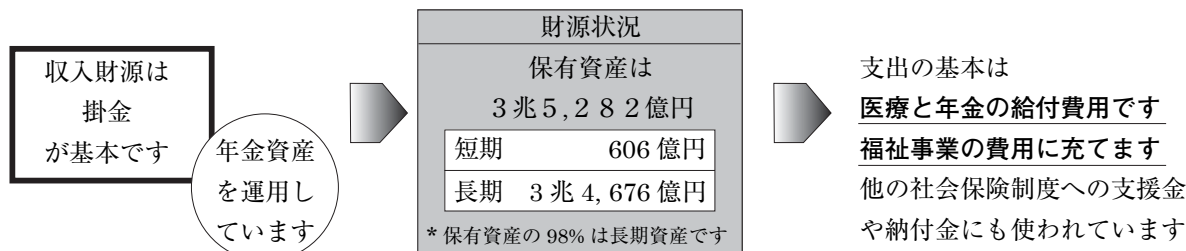
高齢者医療への支援は高齢化の進行により、有病率の高い高齢者（65歳以上の医療保険加入者2,400万人）を社会的に支えるため、現役世代にも一定の負担をお願いしており、支援の意義や必要性を理解していただくことも大切です。

みんなのしがくきょうさい

私学共済制度の基礎知識 ③

- 第3回は私学共済制度の財政と、他の社会保険制度への拠出金(支援金、納付金)などの概要を説明します。
○私学共済の財政は収支のバランスがとれていますので、健全財政が保たれています。

私学共済の財政とは ⇒ **社会保険制度として、収入・支出について行う経済行為のことです**



《単年度の状況》

収入面		
収入の主なもの		
 掛金 5,193	・短期掛金 1,923 ・介護掛金 152 ・長期掛金 3,049 ・福祉事業掛金 69 ・運用収入 1,062 (実質)	掛金・運用収入以外 ・都道府県補助金(長期掛金への補助金) 73 ・基礎年金交付金 146 ・年金国庫負担金 605 ・事務費国庫補助金 3
	運用収入 1,062	

(平成19年度 単位:億円)

収入面で知っておきたいこと(掛金・資産運用・長期掛金補助金)

●**掛金のこと** 掛金は医療や年金などの費用等に充てるためのもので、加入者と学校法人等が折半して負担することになっています。

- 掛金の種類と掛金率** 短期給付(医療)、長期給付(年金)、福祉事業のそれぞれについて掛金率が定められています。掛金の計算は、給与分では給与月額と各種手当の総額を仮定の給与表(標準給与といいます)に当てはめて標準給与の月額を定め、この額に掛金率を掛けます。賞与分は支給額に基づき標準賞与の額を決めます。

21年度の掛金率 *介護掛金は、40歳以上65歳未満の方が負担

給与分掛金率 19.15% (介護分を含むと 19.993%)	標準給与 ×	短期掛金率 6.6 % 長期掛金率 12.31 % 福祉掛金率 0.24 % (介護掛金率 0.843 %)
賞与分掛金率	標準給与 × 短期、長期、福祉、(介護分)の掛金率	

●**都道府県補助金のこと** 私学は、国・公立の学校と同様に公共性と公益性をもった学校教育を行うものであることから、都道府県より標準給与月額の0.8%相当額が補助されています。この補助によって長期掛金率の負担が軽減されています。

- ・都道府県補助は私学共済制度特有のもので、補助額は私学事業団が各都道府県から直接受けています。
(都道府県によって補助対象学種や補助率が異なる場合があります)

- 掛金率の定め方**は 短期給付、長期給付とも過去3～5年間の給付費の実績額から、今後の給付費の見込み、加入者数・給与額等を推計し、短期掛金は次の掛金見直しのときまで医療給付費の支払いや拠出金等に支障が出ないようにし、長期掛金にあっては将来の年金給付支払いが万全に行えるよう5年毎に財政などについて数値計算を行って掛金率を算出します。

なお、長期掛金は平成16年度の年金制度改正により、厚生年金との負担の差異を解消するため、毎年0.354%ずつ引き上げ平成39年に全年金制度が同じ保険料率(同一負担)となる措置がとられています。

- 年金資産運用のこと** 加入者からの毎月の掛金は給付財源として使われますが、年金の受給期間は長期にわたるため、財源を安定かつ効率的に増やす目的で年金資産を運用しています。年金の財源は、掛金と運用益＝年金資産(積立金)となります。
- 私学共済の運用**は 年金資産の運用は、国内及び外国の債券や株式に分散して投資しています。目標利回りは平成19年度から21年度まで年平均2.8%です。



〒113-8441
文京区湯島1-7-5
☎03(3813)5321 (代表)
ご照会の際には、学校番号、加入者番号をお
手元にご用意くださるよう、お願いします。
<http://www.shigakukyosai.jp/>

積立貯金の締め切り

前期募集の締め切りは5月25日(月)必着です。
締め切り間際での送付については、下記の貯金関係書
類送付先をお願いします。

〒101-8709 日本郵便神田支店私書箱第103号
私学事業団 共済事業本部 福祉部保健課貯金係

海外研修旅行の申し込み締め切り

夏期コースの参加申し込み受け付けは6月5日(金)必
着です。各コースとも定員は30名で、定員を超えた場合
は抽選となります(先着順ではありません)。

詳しくは、本誌4月号又は私学共済事業ホームページ
をご覧ください。

永年勤続加入者直営施設利用優待券の送付

永年勤続加入者直営施設利用優待券と対象加入者一
覧表を、5月21日に学校法人等あてに送付いたします。
対象となる加入者にお渡しくださいますようお願いしま
す。

※対象となる加入者は、4月1日現在50歳以上で加入者期
間(任意継続加入者期間を除く)を25年以上有する人です。

住宅貸付にかかる団体信用生命保険申込書の変更

平成21年6月1日から住宅貸付にかかる「団体信用
生命保険申込書兼告知書」の用紙が変更になります。記
入要領において、図解を入れるなど分かりやすく変更さ
れました。6月1日告知分から新用紙で申し込んでくだ
さい。

※新用紙は広報相談センター又は各ガーデンパレス(東京・
京都を除く)の共済業務課に請求してください。私学共済
事業ホームページからダウンロードもできます。旧用紙の
使用期限は8月31日です。

加入者向広報「レター」5月号、「私学共済ブック2009」
〔保健・宿泊編〕などを5月下旬に学校法人等あてに送
付します。送付物は、4月末現在の加入者数(長寿医療
制度の被保険者となった人を含む)でお送りします。不
足の場合は広報相談センター広報班までご連絡ください。

共済事業本部の代表電話がつながりにくい状態に
なっており、ご迷惑をおかけしております。特に、
月曜日や午前中は電話が大変混雑しておりますので、
ご了承ください。

磁気媒体による標準給与基礎届(定時決定) の報告を希望するとき

私学共済事業ホームページの「磁気媒体作成機能」等
を使用して作成してください(「事務担当者コーナー」
→「磁気媒体での申請」)。このプログラムには、学校法
人等で作成した磁気媒体の仕様に不備がないかチェック
する機能を導入しています。提出する前に、作成した磁
気媒体を必ずチェックをし、送付状及び必要事項を記載
したラベルを磁気媒体に添付して提出してください。磁
気媒体で報告すると、翌年から従来の用紙は送付いたし
ません。磁気媒体による報告を取り止める場合は、文書
により申し出てください。

相談員の退任

平成21年3月31日付けで次の相談員が退任されました。
三重県 橋爪 衆一(皇學館大学)
愛媛県 高尾 義信(松山大学)
大分県 松林 隆道(別府大学)

5月の共済業務スケジュール

5日(火)	貸付 4月分定期償還期限
7日(木)	貸付 送金
8日(金)	貯金 払込期限(必着)
15日(金)	貸付 申込・任意償還申出締切
20日(水)	貯金 送金
22日(金)	貸付 送金
25日(月)	貯金 前期加入申込・払戻・解約請求締切 積立共済年金 脱退申出等締切
28日(木)	掛金 4月分口座振替(自振校のみ) 貸付 5月分定期償還口座振替(自振校のみ)
29日(金)	貸付 翌月22日送金申込締切

6月の共済業務スケジュール

1日(月)	掛金 4月分納期限 積立共済年金・共済定期保険 前期加入申込開始
2日(火)	貸付 送金
6日(土)	貸付 5月分定期償還期限
10日(水)	貯金 払込期限(必着)
15日(月)	貸付 申込・任意償還申出締切

INFORMATION

人事異動

職員の()内は前職

◆役員

理事

退任 小池 啓三郎
(平成21年3月31日付)新任 入江 孝信
(平成21年4月14日付)

監事

退任 新井 康廣
(平成21年3月31日付)新任 吉田 信正
(平成21年4月1日付)

◆本部職員 (平成21年4月1日付)

企画室長 高橋 正友
(施設部長)監査室長 塩 飽 勲
(人事課長)システム管理室長
松村 太
(湯島会館館長)私学経営情報センター長
兼システム管理室次長事務取扱
兼私学経営情報センター次長事務取扱
山本 雅淑
(財務部次長兼企画室次長)助成部長 西山 晋
(文部科学省高等教育局付)業務部長 八田 晴喜代
(主計課長)福祉部長 曾我 雄一
(保健課長)施設部長 高浦 久男
(業務部長)広報相談センター長
猿渡 秀樹
(福祉部長)財務部次長兼企画室次長
熊谷 賢次
(融資課長)企画室参事〔助成業務担当〕
飯田 公七
(契約課課長補佐)総務課長 小瀬 孝雄
(企画室参事〔助成業務担当〕)人事課長 倉沢 隆行
(管理課長)総務部参事〔総務担当〕
田中 裕介
(経理第一課長)総務部参事〔人事担当〕
佐藤 周
(総務部参事〔総務担当〕)総務部参事〔労務担当〕
北村 修一
(監査班長)監査班長 佐々木 正良
(経理第二課長)主計課長 荒井 伸也
(契約課長)経理第一課長 堀 敏明
(私学情報室長)経理第二課長 宇山 悟
(私学経営情報センター参事)契約課長 酒井 浩二
(契約課課長補佐)私学情報室長 原 徹
(総務部参事〔人事担当〕)融資課長 谷地 明弘
(総務課長)寄付金課長 武藤 佳幸
(監査班主幹)年金第一課長 高橋 和良
(年金第二課長)年金第二課長 櫻井 星二
(宮城会館館長)保健課長 山本 一裕
(総務部参事〔労務担当〕)管理課長 國井 季樹
(年金第一課長)

◆会館 (平成21年4月1日付)

湯島会館館長 岡本 勝広
(システム管理室長)宮城会館館長 麻賀 昭和
(年金第一課課長補佐)

助成業務

〒102-8145
千代田区富士見1-10-12
☎03(3230)1321(代表)
http://www.shigaku.go.jp/s_home.htm学校法人基礎調査の提出について
ご協力をお願いします5月15日(金)提出締切(大学法人・短期大学法人・高等
専門学校法人)

- ①学校法人の概要関係
- ②学生・生徒・児童・幼児数及び志願者数(大学等部門)

5月29日(金)提出締切(大学法人・短期大学法人・高等
専門学校法人)

- ①大学等専任教職員等個人票関係(大学等部門)
- ②入学試験区分別入学志願者等学生数一元化関係

- ③学生・生徒・児童・幼児数及び志願者数(高等学校等部門)
- ④学生・生徒・児童・幼児一人当たりの納付金(高等学校等部門)
- ⑤役員数・役員個人票
- ⑥編入学及び通信教育に係る学生等数
- ⑦教員・職員数
- ⑧土地・建物面積等

※詳しくは、平成21年度学校法人基礎調査「操作マニュアル・入力要領」(30～31ページ)をご覧ください。

私学経営情報センター 私学情報室
☎03(3230)7840・7841
Eメール k-chousa@shigaku.go.jp

宿泊施設のご案内

インターネットで宿泊予約ができます。
<http://www.shigakukyosai.jp/>

きまっし！金沢百万石まつり



百万石行列

写真提供：金沢市

天正11(1583)年に金沢に入城した加賀藩祖・前田利家公の偉業をしのいで、6月5日(金)から7日(日)にかけて「第58回 金沢百万石まつり」が開催されます。見どころは6日(土)に行われる「百万石行列」です。利家役をはじめとする2,500名以上の出演者による豪華絢爛な行列は、観客動員数約40万人を誇る初夏の一大イベントです。

百万石まつりの開催時期にライトアップされる金沢城や兼六園とあわせて、初夏の金沢を楽しんでみてはいかがでしょうか。



入城祝祭

写真提供：金沢市

兼六荘の1泊2食プラン

1泊2食 1名様

9,000～11,000円(税込み)

創業250余年「つば甚」直営の和食処「兼六荘 尾山甚平」の加賀会席をご堪能ください。海鮮・加賀野菜が彩る加賀会席は、金沢の思い出になる美味しさです。

金 沢 兼 六 荘

〒920-0918 金沢市尾山町6-40 ☎076(232)1239
 (JR金沢駅前バスターミナル⑦⑧⑨番乗り場から北鉄バスで南町下車徒歩3分)
<http://www.kenrokusou.com>

融資事業のご案内

平成21年度融資のご相談お待ちしております！

■融資金利表 (平成21年5月1日現在)

融資費目	返済期間		
	20年以内 (うち据置2年)	10年以内 (据置年数含む)	6年以内 (据置年数含む)
校(園)舎、体育館、講堂、遊戯室等の建築事業等並びに校(園)地の買収事業等(一般施設費)	年% 2.0	年% 1.4	年% 1.3
寄宿舎、国際交流会館、セミナーハウス等の建築事業並びに当該施設建設のための土地買収事業等(特別施設費)	2.1	1.5	—
校教具、通園バス等 ※幼稚園、特別支援学校、専修学校が対象(教育環境整備費)	—	—	5年6か月以内 (うち据置6か月) 1.0
大型設備・情報技術整備等(教育環境整備費)	—	1.4	—

※融資金利は毎月の金利情勢により変更することがあります。
 ※上記費目以外にも災害復旧費、公害対策費等が対象となります。

校舎、園舎等の施設の建築
(改修も含みます)

校地、園地の購入

機器備品の購入

私学事業団融資は、
 長期借入・固定金利・元金据置(最大2年間)・
 元金均等返済です。

施設整備をご計画なら、
 「安心で安定感ある」事業団資金のご利用を
 検討されてはいかがでしょうか。

ご相談はお早目にどうぞ

問い合わせ先
(私学振興事業本部)

融資部 融資課 ☎03(3230)7862～7867
 Eメール yushi@shigaku.go.jp

今月の表紙

初夏の東京農業大学オホーツクキャンパス

北海道網走市。雄大な自然に囲まれたこのキャンパスで1,600人の学生が学んでいます。